



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
3月31日(水)  
号外  
第31号

## 目次

### 訓令

○押印を求める手続の見直しのための関係訓令の一部改正.....	1
○栃木県営林管理規程の一部改正.....	9
○栃木県宿日直規程の一部改正.....	9
○栃木県公印規程の一部改正.....	12
○栃木県動物管理業務等従事職員被服貸与規程の一部改正.....	12
○栃木県立岡本台病院職員被服貸与規程の一部改正.....	12

## 訓令

### 栃木県訓令第五号

本 庁  
出先機関

押印を求める手続の見直しのための関係訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

#### 押印を求める手続の見直しのための関係訓令の一部を改正する訓令

(栃木県消防防災関係職員被服貸与規程の一部改正)

**第一条** 栃木県消防防災関係職員被服貸与規程(昭和三十四年栃木県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊟」を削る。

受領印	備 考

別記様式第二号中

備 考

を

に改


める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊦」を削る。

(栃木県職員服務規程の一部改正)

**第一条** 栃木県職員服務規程(昭和三十九年栃木県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(服務の宣誓) <b>第四条 略</b> 2 辞令交付者は、宣誓書の日付及び署名を 確認し、直ちにこれを人事課長へ送付するものと する。	(服務の宣誓) <b>第四条 略</b> 2 辞令交付者は、宣誓書の日付、署名及び押印を 確認し、直ちにこれを人事課長へ送付するものと する。

別記様式第十一号中「職氏名 ㊦」を

「職氏名

」に

年 月 日	㊦	年 月 日	㊦
-------	---	-------	---

を

年 月 日	年 月 日
-------	-------

に

職員記章・胸章交付済	㊦
------------	---

を

職員記章・胸章交付済
------------

に

改める。

別記様式第十一号の二中「職氏名 ㊦」を

「職氏名

」に

年 月 日	㊟	年 月 日	㊟
-------	---	-------	---

年 月 日	年 月 日
-------	-------

改める。

別記様式第十一号の11の11中

申告年月日 年 月 日	本人印	
割振り年月日 年 月 日	所属長印	

申告年月日 年 月 日
割振り年月日 年 月 日

本人印	所属長印
-----	------

本人の 確認	所属長の 確認
-----------	------------

に改める。

別記様式第十一号の11の11及び別記様式第十一号の11の12中「㊟」を記す。

別記様式第十一号の11中

職・氏 名	確認印

を

職・氏 名	本人の 確認

に改める。



別記様式第十一号の四中「㊟」及び「㊞」を削る。

別記様式第十一号の五中「㊟」を削る。

別記様式第十一号の六注3中「押印」を「その旨記入」に改め、同様式注4中「の印を押印する」を「が確認する」に改める。

別記様式第十二号注中「の印を押印する」を「が確認する」に改める。

別記様式第十四号(表面)中

命 令 権 者 印	を	命 令 権 者 の 確 認	に	勤 務 者 印	を	勤 務 者 の 確 認	に改める。
-----------------------	---	---------------------------------	---	------------------	---	----------------------------	-------

別記様式第十四号の二中「職氏名 印」を「職氏名」に改める。

別記様式第十四号の五から別記様式第十五号の二までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第十六号中(その一)中

本人印	を	本人の 確認	に改め、同様式(その二)及び(その
-----	---	-----------	-------------------

三)中

本人 印	を	本人の 確認	に改め、同様式(その四)(裏面)中「本人印」を「本人の確認」
---------	---	-----------	--------------------------------

に改め、同様式(その四)(裏面)及び(その五)中

本人 印	を	本人の 確認	に改め、同様式(そ
---------	---	-----------	-----------

の六)中

本人 印	を	本人の 確認	に改める。
---------	---	-----------	-------

別記様式第十七号から別記様式第十八号まで、別記様式第二十号及び別記様式第二十一号中「㊟」を削る。

	「		「
--	---	--	---









る。

別記様式第二十三号の十三から別記様式第二十三号の十六までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第二十三号の十七中「㊟」を削る。

別記様式第二十四号中「㊟」を削る。

(栃木県建設工事検査規程の一部改正)

**第三条** 栃木県建設工事検査規程(昭和四十九年栃木県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊟」を削り、

持 年 月 日	確 認 印
	総 括 監 督 員
	主 任 監 督 員
	監 督 員

を

措 置 年 月 日

に

「講習者 印」を「講習者」に改める。

別記様式第三号の一中「㊟」を削る。

(栃木県国有車両管理等規程の一部改正)

**第四条** 栃木県国有車両管理等規程(昭和五十五年栃木県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「㊟」を削る。

(栃木県文書等取扱規程の一部改正)

**第五条** 栃木県文書等取扱規程(平成十三年栃木県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「検査印」を「検査者」に改める。

別記様式第二十一号中

検 査 印
-------------

を

検 査 者
-------------

に改める。



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

栃木県訓令第六号

本 庁  
各環境森林事務所  
矢板森林管理事務所  
林業センター

栃木県営林管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県営林管理規程の一部を改正する訓令

栃木県営林管理規程（昭和三十七年栃木県訓令第五十号）の一部を次のように改正する。  
別記様式二号（本文）中

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">巡視状況</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">被害その他</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">備</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">種</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">別</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">号</td></tr> </table>	巡視状況	被害その他	備	種	別	号	を	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">巡視状況</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">被害その他</td></tr> </table>	巡視状況	被害その他
巡視状況										
被害その他										
備										
種										
別										
号										
巡視状況										
被害その他										

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

栃木県訓令第七号

出先機関

栃木県宿日直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県宿日直規程の一部を改正する訓令

栃木県宿日直規程（昭和三十九年栃木県訓令第六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（宿日直員の服務）</p> <p><b>第十一条</b> 宿日直員の服務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 勤務時間外に職員が室のかぎの使用を申し出たときは、その理由を確め、職員であることを</p>	<p style="text-align: center;">（宿日直員の服務）</p> <p><b>第十一条</b> 宿日直員の服務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 勤務時間外に職員が室のかぎの使用を申し出たときは、その理由を確め、職員であることを</p>





栃木県訓令第八号

本  
出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所  
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局  
警 察 本 部 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和四十九年栃木県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七号中 「課所規」 を 「課所規」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

栃木県訓令第九号

本  
動 物 愛 護 指 導 セ ン タ ー

栃木県動物管理業務等従事職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県動物管理業務等従事職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

栃木県動物管理業務等従事職員被服貸与規程（昭和五十六年栃木県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「④」 を削る。

別記様式第二号中 「規 則」 を 「規 則」 に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中 「④」 を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

栃木県訓令第十号

栃木県立岡本台病院

栃木県立岡本台病院職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立岡本台病院職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

栃木県立岡本台病院職員被服貸与規程（昭和六十一年栃木県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「④」 を削る。

別記様式第二号中 「規 則」 を 「規 則」 に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊦」を削る。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

(行政改革ＩＣＴ推進課)